

市第62号議案

横浜市庁舎駐車場条例の一部改正

横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正する条例

横浜市庁舎駐車場条例（平成21年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「路外駐車場」の次に「（横浜市市庁舎駐車場にあっては、同号に規定する路外駐車場及び自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第2条第3号に規定する自転車等駐車場）」を加え、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「自動車」を「車両」に改める。

第7条第1項中「（以下「利用者」という。）」を削り、同条第2項中「1台につき駐車時間30分までごとに300円」を「別表第2に定める額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 利用料金は、後納とする。

第9条の2第1項中「（以下「使用者」という。）」を削り、同条第2項中「、第7条第3項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「駐車場」とあるのは「横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場」と」を削り、「「市長」」を「、「市長」」に改める。

第10条第1号及び第2号中「自動車」を「車両」に改める。

第11条第1項第1号中「自動車」を「車両」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 継続して7日を超えて車両を駐車すること。

第11条第2項中「、退場」を「退場」に改め、「できる」の次に「ほか、当該行為の防止及び是正に関し必要な措置を講ずることができる」を加える。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条第2項）

(1) 横浜市市庁舎駐車場

区 分	単 位	利 用 料 金
自動車（自動二輪車を除く。）	1台につき駐車時間30分までごとに	300円
自動二輪車	同	50円
原動機付自転車	同	50円
自転車	1台につき120分を超える駐車時間 120分までごとに	100円

(2) 横浜市市庁舎駐車場以外の駐車場

単 位	利 用 料 金
1台につき駐車時間30分までごとに	300円

附 則

この条例は、市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例（平成26年9月横浜市条例第55号）の施行の日から施行する。

## 提 案 理 由

横浜市市庁舎駐車場に自転車等駐車場を設置し、同駐車場について利用料金制を導入する等のため、横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市庁舎駐車場条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（設置）

第1条 来庁者及び市民等の利便に資するよう、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（横浜市市庁舎駐車場にあっては、同号に規定する路外駐車場及び自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第2条第3号に規定する自転車等駐車場）として、庁舎駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

2 駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。  
別表  
（駐車することができる車両  
自動車）

第3条 駐車場に駐車することができる車両は、規則で定める。  
自動車  
（利用料金）

第7条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。  
1台につき駐車時間30分までごとに300円

3 利用料金は、後納とする。  
利用者は、駐車場から自動車を出場するときに利用料金を納付  
しなければならない。

（使用料）

第9条の2 横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を使用する者（以下「利用者」という。）は、市長に対し、1台につき駐車時間30分まで

ごとに 300 円の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 第 7 条第 3 項及び前 2 条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、第 7 条第 3 項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「駐車場」とあるのは「横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場」と、前 2 条中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(入場の拒否)

第 10 条 指定管理者（横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場にあっては、市長。次条第 2 項において同じ。）は、次のいずれかに該当するときは、駐車場への入場を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上、車両  
自動車を駐車することができないとき。
- (2) 車両  
自動車が発火性又は引火性を有する物品その他の危険な物品を積載しているとき。

(第 3 号及び第 4 号省略)

(禁止行為)

第 11 条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両  
自動車の駐車を妨げること。

(第 2 号及び第 3 号省略)

- (4) 継続して 7 日を超えて車両を駐車すること。

- (5) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすお
- (4) 前 3 号それのある行為をすること。

- 2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為をした者に対し退場  
、退場命ずることができるほか、当該行為の防止及び是正に関し必要な措置を講ずることができる。

別表第1 (第1条第2項)  
別表

(表省略)

別表第2 (第7条第2項)

(1) 横浜市市庁舎駐車場

区 分	単 位	利 用 料 金
自動車(自動二輪車を除く。)	1台につき駐車時間30分までごとに	300円
自動二輪車	同	50円
原動機付自転車	同	50円
自転車	1台につき120分を超える駐車時間 120分までごとに	100円

(2) 横浜市市庁舎駐車場以外の駐車場

単 位	利 用 料 金
1台につき駐車時間30分までごとに	300円